

第122期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制

(計算書類)

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

(連結計算書類)

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

株式会社 北日本銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名 称 (新株予約権の割当日)	新株予約 権 の 数	目的となる 株式の種類 及 び 数	行使期間	権利行使 価 額 (1株当たり)	新株予約権等 を有する者の 人 数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く)	第1回株式報酬 型新株予約権 (2013年7月8日)	21個	普通株式 2,100株	2013年7月9日 ～ 2043年7月8日	1円	1名
	第2回株式報酬 型新株予約権 (2014年7月9日)	16個	普通株式 1,600株	2014年7月10日 ～ 2044年7月9日	1円	1名
	第3回株式報酬 型新株予約権 (2015年7月8日)	17個	普通株式 1,700株	2015年7月9日 ～ 2045年7月8日	1円	1名
	第4回株式報酬 型新株予約権 (2016年7月11日)	24個	普通株式 2,400株	2016年7月12日 ～ 2046年7月11日	1円	1名
	第5回株式報酬 型新株予約権 (2017年7月10日)	28個	普通株式 2,800株	2017年7月11日 ～ 2047年7月10日	1円	2名
	第6回株式報酬 型新株予約権 (2018年7月9日)	34個	普通株式 3,400株	2018年7月10日 ～ 2048年7月9日	1円	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—	—	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 社外取締役及び監査等委員には新株予約権を付与しておりません。
2. 権利行使についての主な条件
新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針（2025年7月31日取締役会決議）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
- (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
- (3) 頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設け定期的にコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
- (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
- (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、内部通報制度を設ける。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の業務運営態勢・法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
- (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- (8) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる方針」に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融、制裁違反リスクの防止を経営上の重要課題の一つとして位置付け、実効性のある内部管理態勢を整備し適切な業務運営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
- (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
- (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。

- (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。
- (5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部の業務運営態勢・法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定期的（原則として月1回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
- (2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - イ) 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況について定期的に報告を求める。
 - ロ) 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
 - ロ) 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
 - ロ) 子会社において、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の役員が兼務する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役会に報告する。
 - ロ) 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行グループは会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき専任の職員（以下、「補助職員」という。）を設置することができ、必要な人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議のうえ配置する。
- (2) 行内規程の定める部署に所属する職員が監査等委員会事務局（補助職員を除く）を兼任し、監査等委員会運営に関する事務に当たる。

8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査等委員会以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査等委員会が監査等委員会事務局の職員に指示した業務については、監査等委員会の指揮命令に従う。

9. 当行の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。

ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び職員は、内部通報制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査等委員会に報告する。

ハ) 監査等委員会から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

二) 内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査等委員会に報告する。

ホ) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び職員は、当行の内部通報制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じてまたは直接当行の監査等委員会へ報告する。

10. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査等委員会へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、あらかじめ提示を受けた監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査等委員会よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、定期的に監査等委員会に出席し業務執行の状況についての説明や監査等委員会監査の環境整備等について意見交換を行う。

(2) 監査等委員会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

(3) 監査等委員である取締役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

以上

体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

(1) コンプライアンス体制について

- ・各階層向けにコンプライアンス研修を行うとともに、コンプライアンスミーティングを部店毎に毎月実施しコンプライアンスの浸透を図りました。また、全部署・子会社にコンプライアンス責任者を任命配置し、コンプライアンス統括部署と連携のうえ法令等遵守態勢の徹底を図りました。
- ・コンプライアンス委員会（毎月1回開催）においてコンプライアンス・プログラムの実施状況の報告、マネー・ローンドリング等各種法令対応の報告、苦情内容の報告等を行い、コンプライアンスに問題がないか総合的に把握・分析・評価を行いました。

(2) リスク管理体制について

- ・期初に策定したリスク管理方針及び重点施策、前期評価について、取締役会においてその内容や履行状況について審議し承認しました。
- ・リスク管理委員会（毎月1回開催）において、各種リスクの状況の把握・管理に努めました。
- ・自然災害発生時には、速やかに危機対策本部を設置し、適切な対応を実施しました。

(3) 取締役の職務の効率的な職務執行を確保するための体制について

- ・取締役会（毎月1回並びに必要なに応じ開催）において経営上の重要事項の意思決定を行ったほか、常務会（原則として毎週開催）において機動的に業務執行について協議、決議を行いました。
- ・社則など経営の基本となる規程に基づき、当行経営全般にわたる基本的基準や各職位の基本的任務とその職務権限を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ・定期的・随時の子会社への報告要請及びグループ社長会（原則として毎月1回開催）により、子会社の経営内容的確な把握、連結財務報告の適切性確保、当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を図りました。
- ・当行のリスク管理委員会において子会社を含めた統合的リスク管理を実施し、また、子会社において自社制定のリスク管理に関する規程に基づき適正な管理態勢の構築や当行関係部署との連携により自らリスク管理向上に努めました。

- ・子会社の業務ごとに管理する当行担当部署を当行規程に則り明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営確保に努め、また、当行役員の子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役の兼務による適切な業務執行体制を整備しました。
 - ・子会社において自社制定のコンプライアンスに関する規程に基づきコンプライアンス責任者の配置等自社の法令遵守体制を整備し、コンプライアンス責任者を中心として毎月コンプライアンスミーティングを開催しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- (5) 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制について
- ・規程に定める部署に所属する職員が監査等委員会事務局を兼任し、監査等委員会の指揮命令に従い監査等委員会運営に関する事務に当たりました。なお、当事業年度において監査等委員会は、その職務を補助すべき専任の職員の設置を要請しておりません。
 - ・監査等委員会は、全取締役に対し法令等に基づく監査等委員会への報告義務事項の有無の確認を半期毎に実施したほか、業務執行状況確認を目的とした稟議書等重要文書の閲覧及び重要な会議への出席、内部監査部署より監査結果報告の受領及び内部監査部署との毎月1回情報交換を実施しました。
 - ・監査等委員会より半期毎に予算申請された監査費用や、費用の前払いまたは事後償還の請求について、それぞれ適切かつ速やかに処理を行いました。
 - ・上記の他、代表取締役と監査等委員会の意見交換等を目的とした代表取締役の監査等委員会への半期毎の出席、情報共有及び連携強化を目的とした会計監査人、内部監査部署及び監査等委員会との情報・意見交換会の半期毎の開催、監査等委員である取締役の公認会計士等専門家への適宜助言要請などを実施しました。

(2026年3月31日現在)

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け	金	124,307	預 金	金	1,443,304
現 預 け	金	21,952	当 座 預 金	金	32,792
買 入 金 有 価 証	金	102,354	普 通 預 金	金	828,596
商 品 国 債 信 託 券	金	102	貯 蓄 預 金	金	15,548
商 品 国 債 信 託 券	金	1	通 知 預 金	金	4,116
金 有 価 証	金	1	定 期 預 積	金	549,636
国 債 信 託 券	金	6,687	そ の 他 の 預 金	金	7,754
地 方 債 信 託 券	金	285,655	譲 渡 性 の 預 金	金	4,858
社 債 信 託 券	金	84,433	借 入 金	金	4,100
株 式 債 信 託 券	金	56,114	そ の 他 の 負 債	金	79
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	22,561	未 払 法 人 費 収 入 金	金	79
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	35,560	未 払 法 人 費 収 入 金	金	10,196
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	86,985	未 払 法 人 費 収 入 金	金	1,250
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,123,487	未 払 法 人 費 収 入 金	金	1,582
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	496	未 払 法 人 費 収 入 金	金	424
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	14,214	未 払 法 人 費 収 入 金	金	331
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,021,660	未 払 法 人 費 収 入 金	金	4
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	87,116	未 払 法 人 費 収 入 金	金	181
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	2,333	未 払 法 人 費 収 入 金	金	6,420
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	2,333	未 払 法 人 費 収 入 金	金	373
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	3,738	未 払 法 人 費 収 入 金	金	17
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	12	未 払 法 人 費 収 入 金	金	1,642
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,241	未 払 法 人 費 収 入 金	金	4,436
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	2,484	未 払 法 人 費 収 入 金	金	2,120
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	15,012	未 払 法 人 費 収 入 金	金	1,624
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	3,022	未 払 法 人 費 収 入 金	金	1,467,892
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	10,357	未 払 法 人 費 収 入 金	金	7,761
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	0	未 払 法 人 費 収 入 金	金	4,989
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,630	未 払 法 人 費 収 入 金	金	4,989
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,548	未 払 法 人 費 収 入 金	金	59,692
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,135	未 払 法 人 費 収 入 金	金	3,500
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	413	未 払 法 人 費 収 入 金	金	56,191
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,752	未 払 法 人 費 収 入 金	金	203
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	1,624	未 払 法 人 費 収 入 金	金	51,440
金 形 付 付 越 替 け 産 用 益 産 産 物 地 定 資 産 ア 産 用 返 金	金	△7,654	未 払 法 人 費 収 入 金	金	4,547
資 産 の 部 合 計		1,558,598	資 産 の 部 合 計		90,705
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,558,598

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(单位：百万円)

[illegible]

第122期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計
						圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,761	4,989	7	4,996	3,500	204	48,940	4,951	57,596
当期変動額									
剰余金の配当								△1,196	△1,196
圧縮積立金の取崩						△0		0	－
別途積立金の積立							2,500	△2,500	－
当期純利益								4,237	4,237
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
自己株式の消却			△10	△10				△975	△975
土地再評価差額金の取崩								29	29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	△7	△7	－	△0	2,500	△403	2,095
当期末残高	7,761	4,989	－	4,989	3,500	203	51,440	4,547	59,692

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,279	69,075	9,265	4,487	13,753	36	82,864
当期変動額							
剰余金の配当		△1,196					△1,196
圧縮積立金の取崩		－					－
別途積立金の積立		－					－
当期純利益		4,237					4,237
自己株式の取得	△502	△502					△502
自己株式の処分	25	28					28
自己株式の消却	985	－					－
土地再評価差額金の取崩		29					29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			5,273	△29	5,244	－	5,244
当期変動額合計	508	2,596	5,273	△29	5,244	－	7,840
当期末残高	△771	71,671	14,539	4,458	18,997	36	90,705

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法（車両運搬具については定率法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	3 年～20 年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

正 常 先：業況が正常であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

要 注 意 先：貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要 管 理 先：要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者

破 綻 先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

正常先及び要注意先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当事業年度の第4四半期から直接減額を行っておりません。当事業年度末における当事業年度の第3四半期までに当該直接減額した額の残高は1,776百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当事業年度末までに取引の実績はございません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 7,654百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

足元のエネルギー価格の高騰や円安による物価上昇の継続等に伴う急激な経済環境の悪化等を理由に、倒産・廃業先数は増加傾向となっており、今後一定期間続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。

予め定めている償却・引当基準に則り、正常先及び要注意先に対し今後予想される業績の悪化を勘案するほか、当行の決算に影響が大きいと判断する業種に属する一定の債務者グループに対し、当該債務者の債務者区分を引き下げたものとみなし、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率によって、当事業年度において、貸倒引当金1,650百万円を追加計上しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の追加引当金を含む貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、今後の経済環境や個別貸出先の業績変化等により、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,091百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「未収収益」中の未収利息、「その他の資産」中の仮払金及び支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,251百万円
危険債権額	9,307百万円
要管理債権額	1,353百万円
三月以上延滞債権額	118百万円
貸出条件緩和債権額	1,235百万円
小計額	17,912百万円
正常債権額	1,115,196百万円
合計額	1,133,108百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、496百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	23,756百万円
------------	------	-----------

担保資産に対応する債務	預 金	861百万円
-------------	-----	--------

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券9,922百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金110百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は106,341百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが100,186百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法（1950年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,937百万円

- | | |
|--|-----------|
| 7. 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,967百万円 |
| 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,465百万円 |
| 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,338百万円であります。 | |
| 10. 関係会社に対する金銭債権総額 | 8,098百万円 |
| 11. 関係会社に対する金銭債務総額 | 2,290百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	160百万円
役務取引等に係る収益総額	13百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	14百万円
その他の取引に係る収益総額	11百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	5百万円
役務取引等に係る費用総額	508百万円
その他の取引に係る費用総額	1百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額44百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 2 か所	土地 建物	34百万円
遊休資産	岩手県内	遊休資産 1 か所	土地	4百万円
遊休資産	岩手県外	遊休資産 2 か所	土地	5百万円
合計				44百万円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

3. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	きたぎん ユーシー株式 会社	所有 直接100%	役員の兼任 当行各種ローンの 信用保証	各種ローンの 被保証	18,650	－	－

(注) 1 取引金額は、期末残高を記載しております。

2 保証料については、一般市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	487	123	359	251	(注) 1、2
合計	487	123	359	251	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加123千株は、取締役会決議による自己株式の取得122千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少359千株は、自己株式の消却350千株及び譲渡制限付株式の割当9千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当 事 業 年 度 の 損 益 に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,064
関連法人等株式	—
合 計	1,064

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	33,671	11,843	21,827
	債券	336	335	1
	国債	—	—	—
	地方債	276	275	0
	社債	60	60	0
	その他	59,798	51,139	8,659
	小 計	93,806	63,317	30,488
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	88	90	△2
	債券	162,772	170,227	△7,454
	国債	84,433	88,318	△3,885
	地方債	55,838	58,616	△2,778
	社債	22,500	23,291	△790
	その他	23,181	24,538	△1,356
	小 計	186,042	194,855	△8,812
合 計		279,849	258,173	21,676

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	736
組合出資金等	3,978

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,627	747	27
債券	35,519	－	759
国債	5,591	－	251
地方債	29,927	－	507
社債	－	－	－
その他	4,514	595	10
合計	42,661	1,343	796

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落したもの、及び、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

(金銭の信託関係)

- 1. 運用目的の金銭の信託 (2026年 3月31日現在)
該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年 3月31日現在)
該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年 3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	6,687	7,180	△492	－	△492

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を
超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,168百万円
退職給付引当金	515百万円
減価償却費	211百万円
減損損失	348百万円
その他	614百万円
繰延税金資産小計	3,859百万円
評価性引当額	△999百万円
繰延税金資産合計	2,860百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△93百万円
前払年金費用	△550百万円
その他有価証券評価差額金	△6,644百万円
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△7,296百万円
繰延税金負債の純額	△4,436百万円

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	11,067円17銭
1株当たりの当期純利益金額	512円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	511円82銭

第122期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	124,393	預 渡 性 預 金	1,441,057
買 入 金 銭 債 権	102	借 用 金	4,100
商 品 有 価 証 券	1	そ の 他 負 債	1,522
金 銭 の 信 託	6,687	賞 与 引 当 金	11,092
有 価 証 券	284,595	役 員 賞 与 引 当 金	377
貸 出 金	1,115,500	退 職 給 付 に 係 る 負 債	17
外 国 為 替	2,333	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,461
リース債権及びリース投資資産	9,307	ポ イ ン ト 引 当 金	5
そ の 他 資 産	6,846	繰 延 税 金 負 債	6
有 形 固 定 資 産	15,054	再評価に係る繰延税金負債	5,101
建 物	3,022	支 払 承 諾	2,120
土 地	10,357	負 債 の 部 合 計	1,624
建 設 仮 勘 定	0		1,468,487
その他の有形固定資産	1,673	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,571	資 本 金	7,761
ソ フ ト ウ ェ ア	1,156	資 本 剰 余 金	4,989
その他の無形固定資産	414	利 益 剰 余 金	62,559
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,670	自 己 株 式	△771
繰 延 税 金 資 産	167	株 主 資 本 合 計	74,539
支 払 承 諾 見 返	1,624	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,540
貸 倒 引 当 金	△8,350	土 地 再 評 価 差 額 金	4,458
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,445
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	20,444
		新 株 予 約 権	36
		純 資 産 の 部 合 計	95,019
資 産 の 部 合 計	1,563,506	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,563,506

第122期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額	
経常収益	資本金運用収益						22,186	30,308
	貸出金利						15,659	
	有価証券利息						5,989	
	預け金						534	
	その他の受入						3	
役務	の取引等						2,849	
収益	の他業務						3,994	
収益	の他業						1,277	
	償却債権						73	
	の他の経常						1,203	
経常費用	資金調達費用						2,935	23,964
	預金利息						2,899	
	譲渡性預金						12	
	債券貸借取引						3	
	借入金						17	
	の他の支払						1	
役務	の取引等						2,252	
費用	の他業						3,931	
費用	の他業						13,555	
	の貸倒引当						1,289	
	の他の経常						1,111	
	の他の経常						177	
経常利益	特別利益							6,343
特	固定資産処分						11	11
損失	固定資産処分						91	136
減	損						44	
税金等調整前当期純利益								6,218
法人税、住民税及び事業税							1,908	
法人税等調整額							△53	
法人税等合計								1,855
当期純利益								4,363
親会社株主に帰属する当期純利益								4,363

第122期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,996	60,338	△1,279	71,816
当期変動額					
剰余金の配当			△1,196		△1,196
親会社株主に帰属する当期純利益			4,363		4,363
自己株式の取得				△502	△502
自己株式の処分		2		25	28
自己株式の消却		△10	△975	985	－
土地再評価差額金の取崩			29		29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△7	2,221	508	2,722
当期末残高	7,761	4,989	62,559	△771	74,539

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当期首残高	9,266	4,487	854	14,607	36	86,460
当期変動額						
剰余金の配当						△1,196
親会社株主に帰属する当期純利益						4,363
自己株式の取得						△502
自己株式の処分						28
自己株式の消却						－
土地再評価差額金の取崩						29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,274	△29	591	5,836	－	5,836
当期変動額合計	5,274	△29	591	5,836	－	8,558
当期末残高	14,540	4,458	1,445	20,444	36	95,019

連結注記表

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

きたぎんユーシー株式会社

きたぎんリース・システム株式会社

きたぎんキャピタルパートナーズ株式会社

なお、きたぎんキャピタルパートナーズ株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

きたぎんキャピタルパートナーズ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

なし

- ② 持分法適用の関連法人等

なし

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

きたぎんキャピタルパートナーズ1号投資事業有限責任組合

- ④ 持分法非適用の関連法人等

なし

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.(1)及び2.(2) (イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法（車両運搬具については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

正 常 先： 業況が正常であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

要 注 意 先： 貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要 管 理 先： 要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者

破綻懸念先： 現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

実質破綻先： 実質的に経営破綻に陥っている債務者

破 綻 先： 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

正常先及び要注意先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当連結会計年度の第4四半期から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における当連結会計年度の第3四半期までに当該直接減額した額の残高は1,776百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当連結会計年度末までに取引の実績はございません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 8,350百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

足元のエネルギー価格の高騰や円安による物価上昇の継続等に伴う急激な経済環境の悪化等を理由に、倒産・廃業先数は増加傾向となっており、今後一定期間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。

予め定めている償却・引当基準に則り、正常先及び要注意先に対し今後予想される業績の悪化を勘案するほか、当行グループの決算に影響が大きいと判断する業種に属する一定の債務者グループに対し、当該債務者の債務者区分を引き下げたものとみなし、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率によって、当連結会計年度において、貸倒引当金1,650百万円を追加計上しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の追加引当金を含む貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、今後の経済環境や個別貸出先の業績変化等により、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,253百万円
危険債権額	9,308百万円
要管理債権額	1,353百万円
三月以上延滞債権額	118百万円
貸出条件緩和債権額	1,235百万円
小計額	17,915百万円
正常債権額	1,107,200百万円
合計額	1,125,115百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生

債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、496百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有 価 証 券	23,756百万円
	リース債権及び リース投資資産	281百万円
担保資産に対応する債務	預 金	861百万円
	借 用 金	206百万円

上記のほか、為替決済の担保として、有価証券9,922百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金120百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、109,323百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが103,167百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 12,023百万円
6. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,465百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,338百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6百万円を含んでおります。
2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額44百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗2か所	土地 建物	34百万円
遊休資産	岩手県内	遊休資産1か所	土地	4百万円
遊休資産	岩手県外	遊休資産2か所	土地	5百万円
合計				44百万円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結される子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	8,793	—	350	8,443	(注) 1
合 計	8,793	—	350	8,443	
自己株式					
普通株式	487	123	359	251	(注) 2、3
合 計	487	123	359	251	

(注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の減少350千株は、自己株式の消却350千株による減少であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加123千株は、取締役会決議による自己株式の取得122千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少359千株は、自己株式の消却350千株及び譲渡制限付株式の割当9千株による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結 会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—				36	
合 計			—				36	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	498百万円	60円	2025年 3月31日	2025年 6月26日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	698百万円	84円	2025年 9月30日	2025年 12月8日
合 計		1,196百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 819百万円
- ② 1株当たり配当額 100円
- ③ 基準日 2026年3月31日
- ④ 効力発生日 2026年6月25日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、資金の貸付や預金の受入などの銀行業務を中心に、クレジットカード業務やリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

資金運用については、中小企業や個人などへの貸出金による運用のほか、安全性の高い国債及び社債を中心に有価証券による運用を行っております。

資金調達については、預金による調達を主としておりますが、借入金などによる資金調達も行っております。

また、当行では、金利や外国為替相場等の変動リスクに対するヘッジニーズの増大と高度化に対応するため、また市場リスクの適切な管理のため、デリバティブ取引を利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の中小企業及び個人に対する貸出金であり、主に、与信先の財務状況の悪化等の信用事由に起因して、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式及び投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、主に、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値や収益が変動し損失を被る市場リスクに晒されております。

預金や借入金などの金融負債による資金調達は、当行グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、市場の混乱等により市場において取引ができなくなるなどの流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、主な取引として、金利スワップ取引があります。当行では、主として金利の変動による資産又は負債の損失可能性を減殺する目的で金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引には、市場の変動により損失を被る市場リスク、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、資産の健全性向上を目的として、「クレジットポリシー」を制定しております。与信取引に際しては、これを遵守した基本に忠実な審査を実施するとともに、優れた与信の判断能力と管理能力の習得に不断的努力をもって臨み、地域金融機関としての社会的使命を果たすための普遍的な態勢作りに取り組んでおります。

組織・体制面では、審査・管理部門と営業推進部門を完全に分離し、厳格な審査・管理体制を敷くほか、行員に対しては、集合研修や審査トレーニー、営業店指導等により、与信実務の実践指導を実施し、与信審査能力の一層の向上を図っております。

また、信用格付結果及び債権の保全情報をもとに、貸出資産などの回収や価値の毀損の危険性の度合いを厳正に判定し、適正な償却・引当の実施による貸出資産などの健全性の維持を図っております。

② 市場リスクの管理

当行では、資産の健全性向上を目的として、「投資理念」を制定しております。主要な市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）の管理については、「リスク管理規程」に基づきリスク管理部門が内外金利、株価、為替レート等をリスクファクターとしてVaRを計量するほか、円貨の運用・調達構造の分析に基づく収益シミュレーションやBPVによる金利感応度の測定を定期的に行うなど、リスク量の多面的な把握を図っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引」であります。これらの金融商品について、VaR（保有期間は有価証券の純投資株式、投資信託を1ヵ月、債券、政策投資株式を6ヵ月、観測期間は1年、信頼区間は99%、共分散行列法）を用いて市場リスク量の定量分析を行っており、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮したリスク計量を行っております。また、時価の信頼性に欠ける資産又は流動性に制限のある資産を保有する場合には、リスク特性を踏まえた補足方法を使用しております。2026年3月31日において、当該リスク量の大きさは15,503百万円になります。2026年3月31日時点でVaRを用いてバックテストングを行った結果、243回に対して超過する回数は7回であり、使用モデルは問題ないものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率により算出しているため、市場環境が激変する状況下では正確に捕捉

できない可能性があります。このため、当行ではバーゼル銀行監督委員会の3ゾーンアプローチに基づきVaRの信頼度判定を行い、保守的にリスク量を乗数補正しております。

有価証券を含む投資商品については、半期毎に常務会より運用方針等の承認を得て保有しております。また、市場運用部門のミドルオフィスが運用基準等の遵守状況を把握し、経営陣に報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、資金繰り管理部門が日常的に支払準備資産の把握・管理を行い、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を進めるとともに、リスク管理部門が支払準備の十分性についてリスク管理委員会に定期報告を行うなど、流動性の適正水準の管理体制を確立しております。

また、流動性危機発生時の全行的な対応を定めるなど、万一の場合にも備えた万全の体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1	1	－
(2) 金銭の信託	6,687	6,687	－
(3) 有価証券			
其他有価証券	279,851	279,851	－
(4) 貸出金	1,115,500		
貸倒引当金（*）	△7,635		
	1,107,864	1,104,817	△3,047
資産計	1,394,406	1,391,358	△3,047
預金	1,441,057	1,440,548	△508
負債計	1,441,057	1,440,548	△508

（*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	738
組合出資金等（*2）	4,004

（*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	6,687	—	6,687
有価証券				
売買目的有価証券				
国債	1	—	—	1
其他有価証券				
国債	84,433	—	—	84,433
地方債	—	56,114	—	56,114
社債	—	15,334	7,226	22,561
株式	33,761	—	—	33,761
その他	19,410	63,570	—	82,980
資産計	137,607	141,707	7,226	286,541

(2)時価で連結貸借対照表価額に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	－	－	1,104,817	1,104,817
資産計	－	－	1,104,817	1,104,817
預金	－	1,440,548	－	1,440,548
負債計	－	1,440,548	－	1,440,548

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券及び貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。

有価証券

原則として、株式については当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券については、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価格をもって時価としており、主に国債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債については、与信先の内部格付や期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。これらの取引については、主にレベル3に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計

上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重 平均
有価証券				
その他有価証券 社債	現在価値技法	倒産確率	0.0% — 4.4%	1.5%
		倒産時の損失率	0.0% — 100.0%	75.0%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産の 評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
有価証券								
その他有価証券 社債	8,549	－	△28	△1,294	－	－	7,226	－

(*) 連結株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金の「株主資本以外の項目の当期変動額（純額）」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループは市場運用部署において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価を算定しております。

算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。

倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値です。

倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・ オプション	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名	当行の取締役(社外取締役を除く)8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 17,800株	当行普通株式 15,200株	当行普通株式 10,900株
付与日	2013年7月8日	2014年7月9日	2015年7月8日
権利確定条件	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013年7月9日～ 2043年7月8日	2014年7月10日～ 2044年7月9日	2015年7月9日～ 2045年7月8日
	2016年ストック・ オプション	2017年ストック・ オプション	2018年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 15,400株	当行普通株式 15,100株	当行普通株式 18,200株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月12日～ 2046年7月11日	2017年7月11日～ 2047年7月10日	2018年7月10日～ 2048年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	2,100	1,600	1,700	2,400	2,800	3,400
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	2,100	1,600	1,700	2,400	2,800	3,400

② 単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,107円	1株当たり 2,451円	1株当たり 3,226円	1株当たり 2,401円	1株当たり 3,046円	1株当たり 2,366円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	26,737	3,408	150	30,296	11	30,308
うち 役務取引等収益	2,771	—	66	2,837	11	2,849
預金・貸出業務	966	—	—	966	—	966
為替業務	680	—	—	680	—	680
投資信託取扱業務	279	—	—	279	—	279
保険窓販業務	273	—	—	273	—	273
その他	571	—	66	638	11	649

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	11,593円80銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	527円94銭